

手話を学んでみませんか？

「日向市手話奉仕員養成講座」受講生を募集します！

■開講式日時

《夜の部》 令和8年4月9日(木)

(受付) 午後7時～ (開講式) 午後7時30分～ ※以降、毎週木曜日 午後7時～午後9時

《昼の部》 令和8年4月13日(月)

(受付) 午前10時～ (開講式) 午前10時30分～ ※以降、毎週月曜日 午前10時～正午

■会 場 日向市社会福祉協議会2F

■講習期間 令和8年4月～令和9年3月

■対象者 満15歳以上の人(令和8年4月1日時点)

※これまでに、本講座を修了したことがある人は受講できません。

■内 容 手話の学習、障がい者福祉の理解、耳の不自由な方との交流等

■受講料等 受講料無料 (※別途テキスト・教材代等7,000円が必要です。)

■定 員 昼の部 20人 夜の部 30人(※定員になり次第申し込み締切)

■持参する物 テキスト・教材代(7,000円)、筆記用具

■申込み及び 日向市福祉課 障がい福祉係(日向市役所 1階15番窓口)

問い合わせ 電話66-1019(直通)・Fax54-4350



主催 日向市



知っちょる？ 日向市手話言語条例

【日向市手話言語条例とは？】

平成27年12月、議会において、「日向市手話言語条例」が全会一致で可決制定されました。

宮崎初、九州では佐賀県嬉野市に次いで2番目、全国1,788の自治体の中では、29番目の制定となります。

この条例は、手話を『言語』として明確に位置付けています。また、手話への理解を深めること、手話を普及させること、また、手話を使用しやすい環境づくりをつくることを目的としています。

そうして、耳の不自由な方もそうでない方も、お互いにコミュニケーションがとれるようにし、全ての市民が暮らしやすい地域社会をつくることを目指しているのです。

●前文

手話の歴史的成立過程については、公正中立な立場での表現を重視し、ノーマライゼーションの理念に基づく「共に生きる地域社会の実現」「障害者の権利に関する条約」「障害者基本法」の考え方を真摯に受け止めていることを明記

●目的(第1条)

「手話の理解促進・普及の推進」「手話を使いやすい環境」の構築により、ろう者が安心して意思の疎通を図ることができ、全ての市民が共に生きる地域社会を実現することを明記

●基本理念(第2条)

ろう者の権利、人権の尊重が基本となることを重視

●市の責務、市民等の役割(第3条～第6条)

市の責務、市民・事業者の役割のほかに、学校における理解の促進を明記

●施策の策定及び推進(第7条)

本市の現在の施策を確保し、今後、拡大・充実に努めることを明記

